

飼料価格高騰対策緊急支援事業の申請について

事業申請するための要件

- ①岐阜県内で家畜を飼養し、令和5年度の間継続して飼養する見込みがあること
- ②原則、次に掲げる団体と配合飼料価格安定基金の契約をしていること

配合飼料価格安定基金	契約先
全農系	・岐阜県内の各J A（※全農との直接契約も可）
専門農協系	・岐阜県酪農農業協同組合連合会の会員農協 ・岐阜養鶏農業協同組合
商系	・（一社）岐阜県配合飼料価格安定基金協会

- ③配合飼料の使用量削減に資する取組を1つ以上取り組むこと
肉用牛農家で、粗飼料分支援にも参加する場合は2つ以上取り組むこと

申請手続き

事業に参加を希望する者は、令和5年度第3四半期の補填対象数量が確定後、速やかに必要な書類を添え、事業実施報告書を下記送付先に郵送でしてください。

（1）実施報告書送付先

〒500-8385 岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉・農業会館内
一般社団法人 岐阜県畜産協会 飼料高騰対策緊急支援担当あて
TEL 058-273-9205

報告書の日付は「2月16日」に。
書類は、遅くとも2月26日までに、
修正が無いように協会に到着すること。

（2）提出締め切り

令和6年2月16日（金）【5年度内に事務終了が必須のため、締め切り後の受付は行えません。注意してください！】

（3）申請に必要な書類

基金の交付通知書が送付されたら直ちに、申請してください。

- 事業実施報告書
- 基金団体から発出される配合飼料価格差補填金の交付通知書の写し（令和5年度第3四半期の契約数量・補填対象数量が分かる書類）

※県内で複数基金の契約がある場合は、県内の全ての交付通知書の写しを添付

- 岐阜県以外でも家畜をしている者は、補填対象数量のうち岐阜県内で飼養する家畜に給与する分の数量であることが分かる書類
- 奨励金の振込先口座（通帳の表紙と1ページ目）の写し